

農林物資規格調査会部会

平成 23 年 10 月 11 日

○箴島上席表示・規格専門官 定刻より早いですけれども、委員の皆様がおそろいですので「農林物資規格調査会部会」を開催致します。

私は事務局を担当しております箴島と申します。部会長が選出されるまでの間、会の進行を務めさせていただきます。早速ですが、委員の皆様を御紹介致します。

(委員の紹介)

委員の出席状況ですが、蒲生委員、澤木委員、仲田委員、堀江委員は所用により御欠席です。12 名中 8 名が出席されていますので、部会は成立しています。

次に部会は規定により公開となっており、事前に傍聴希望の方を募りましたところ、本日 4 名の方が御出席の予定です。部会に出席して意見陳述を希望される方はありませんでした。

それでは、表示・規格課長の光吉から一言御挨拶を申し上げます。

○光吉表示・規格課長 (挨拶)

○箴島上席表示・規格専門官 続きまして、資料の確認をお願いします。

議事次第、部会名簿(素材)、配置図。資料 1「日本農林規格の見直しについて『素材』(案)」、資料 6「JAS 規格の制定・見直しの基準」です。

本日の議事概要についてですが、御発言された方々の氏名を明記の上、後日、当省のホームページで公表いたしますので、御了知をお願いします。

本日の部会の部会長は、農林物資規格調査会令の規定に基づき、部会委員の皆様による互選によってお決めいただくことになっております。素材の部会長につきまして、御推薦いただけませんか。

○三善委員 JAS 調査会の本委員であられて、林産関係の学識者でもあられる林委員を部会長に推薦致します。

○箴島上席表示・規格専門官 林委員を御推薦いただきましたけれども、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○箴島上席表示・規格専門官 御異議がないようですので、林委員が部会長に選ばれました。林部会長にこれ以降の議事進行をお願いしたいと思います。それでは、林部会長よろしくお願い致します。

○林部会長 部会長を務めることになりました、林でございます。円滑な議事進行のために、皆様方の御協力をよろしくお願い致します。

審議に入る前に、留意事項等について、事務局から何か御説明はありますか。

○箴島上席表示・規格専門官 1 点御説明を致します。

資料 6 に「JAS 規格の制定・見直しの基準」があります。これは JAS 調査会の内規として、制定または見直しについて審議するに当たってのガイドラインということを示されているものです。

「Ⅰ JAS 規格の制定の見直しの基準」。

「1 規格の性格の明確化」とは、規格の制定または見直しは、その性格を明確化した上で検討するということです。ですので、まず規格が特色規格あるいは標準規格のどちらになるのかを明確化することが求められます。標準規格あるいは特色規格の位置づけをどうするのかという点、生産状況なり規格の利用実態を踏まえたときに、どう見直していくのかについて御審議いただければと思います。

素材の日本農林規格の確認案

○林部会長 それでは、本日の素材の日本農林規格の見直しについて審議いたします。

事務局から資料の説明をお願いします。

○早川表示・規格課課長補佐

(配布資料 1 について説明)

○林部会長 ただいま御説明のありました素材の日本農林規格の確認案につきまして、御意見あるいは御質問等はございますか。

○河道前委員 関連する国際規格の説明があったのですが、JAS 規格にあるような素材の規格というのは、ほかの国でもいろいろとつくられているのでしょうか。

○早川表示・規格課課長補佐 こういった林産物の関係する規格は、各国、アメリカ、カナダ、またはヨーロッパの方もいろいろ作成されています。特に ISO の規格につきましては、基本的にヨーロッパの規格が中心でつくられているといった実態もありまして、国レベルのものもありますし、民間レベルの規格もあります。

このように林産物の規格は各国で作成されていまして、素材も含めて林産物の規格は、節であるとか曲りであるとかそういった欠点で、その後の使用において、木材の強度であるとか、そういったものにすごく影響を及ぼすことになりますので、欠点項目の測定方法などについて、きちんと規定されていると認識しているところです。

○中嶋委員 1－4 ページにヤング係数の区分というものがあります。Ef50、70、90、110、130、150 となっているのですが、これは数字が大きければ大きいほど品質が良いという意味なのでしょうか。

○早川表示・規格課課長補佐 規格の中の Ef 表示のところだと思いますが、この場合、縦震動のヤング係数と言われるもので、たわみやすさを表しているものです。素材は、柱など、その後の加工の目安として、ヤング係数というものを測っています。ヤング係数と強さの関係というのは、大体比例関係にあると言われておりまして、ヤング係数が高ければ、強さも強いという関係になっているかと思います。

ただ、誤解してほしくないのは、ヤング係数なり強さが強いから品質が良いわけではなくて、木材というのは、強さによって、使えるところ、使えないところがありますので、使えるところに適切な材を使うといったことだと認識しています。

○野々山委員 国産材需給量により格付量がぐっと下がるのは当然なのですが、格付された素材というのは、特別に使われているのですか。

○早川表示・規格課課長補佐 素材の場合の格付は、国産材だけの需要量と比べてもかなり少ないオーダーであるわけですが、この格付は、特に北海道が中心にされておりまして、北海道の場合、広葉樹材がメインなのですが、JAS の等級区分によって価格形成がされているといった実態があります。そういったことで、格付しているものもありますし、格付がされていなくても、この規格に基づいて検査なりをして等級表示をして、それで価格形成がされているといった実態があるということです。

○林部会長 そこに関して、実際に格付をされている前井さんから何か補足的な御意見はありますか。

○前井委員 素材の登録認定機関、製材の登録認定機関をやっている北海道林産物検査会の前井といいます。

平成 17 年に JAS 法が改正になって、格付制度がなくなったということで、実際には平成 21 年 3 月で格付ができなくなりました。制度が変わりました。それで極端に JAS の格付、素材の格付数量は減っております。それが実態です。

ただし、改正 JAS 法以来、製材工場と同じです。JAS 認定を取ってから検査をして、格付をして、素材の JAS 製品が流通販売できる。手続がちょっと煩雑になってしまったので、申請してくる方もなかなか申請しづらいということが大きくあると思います。

平成 22 年度の実態ですが、86%が広葉樹の丸太で、残りの 14%は針葉樹の丸太です。広葉樹の 1、2 等の上位等級は、合板用とか突板用とか目に触れる非常に欠点のないところに使われていると認識しております。3 等、4 等にあつては挽き材クラス、製材工場でひいて、見えないところに使われたり、いろいろ使われているのではないかと考えております。

○河道前委員 今のお話ですと、JAS の格付ではなくて、認定制度になったという話が出ましたけれども、認定を受けたものには JAS マークなどが付いて、それを選ぶのは建築をする人なのですか。建てる人なのですか。

○早川表示・規格課課長補佐 先ほどの前井委員の補足をさせていただきますが、JAS 法が改正される前は、素材の格付については認定を取らなくても、現物で JAS の格付を格付機関に申請すると、そこで JAS 格付ができた制度があり、素材の場合はそれでほとんどが格付されていたわけです。

JAS 法が改正されたことによって、そういう格付はできなくなってしまっていて、認定を取った工場でないと JAS 格付ができなくなりました。認定工場になると、基本的に認定を維持するためにランニングコストがかなりかかりますので、そういったことになかな

か対応できない工場が多くて、認定まで取られていないという状況で、格付が減ってきたという説明を前井委員はされたと認識しております。格付された材というのは、製材工場なり、それを次にどういうふうに加工作るか、加工作る工場が JAS の格付を見て購入していくと思います。

○井岡委員 先ほどの御説明をお聞きして、1－2 ページの「2 生産状況及び規格の利用実態」で、ほとんどの認定工場は北海道にあって、格付量もほとんど北海道で、輸入のものなどは入っていないという理解でよろしいのでしょうか。

○早川表示・規格課課長補佐 そうです。

○林部会長 いろいろと御意見をいただきましたけれども、これ以上は特に御意見がないようですので、事務局案を御了承いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○林部会長 それでは、事務局案を御了承いただいたことを、JAS 調査会の総会に御報告いたしたいと思います。

以上で議題は終了しました。御協力どうもありがとうございました。それでは、議事を事務局にお返しいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 御審議どうもありがとうございました。

今後の手続ですけれども、パブリックコメントによる意見・情報の募集の手続を行いまして、その後、JAS 調査会総会での御審議をお願いすることとなります。